

# 履 修 規 程

# 英語国際学部履修規程

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表第7 英語国際学部 教育課程表

1. 専門教育科目

(1) 専門必修科目 English Language and Communication	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Advanced English Studies: Reading and Translation I	2				LCMS1011
Advanced English Studies: Grammar in Use I	1				LCMS1021
Advanced English Studies: Critical Writing I	2				LCMS1031
Advanced English Studies: Speaking and Listening	2				LCMS1041
Advanced English Studies: English for Specific Purposes I	1				LCMS1051
Advanced English Studies: Reading and Translation II	2				LCMS1012
Advanced English Studies: Grammar in Use II	1				LCMS1022
Advanced English Studies: Critical Writing II	2				LCMS1032
Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate	2				LCMS1042
Advanced English Studies: English for Specific Purposes II	1				LCMS1052
Global Issues A		2			LCSC2061
Global Issues B		2			LCSC2062

(2) 専門選択科目	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
国際コミュニケーション科目群 Global Communication					
◇ 基礎中国語		2			GCMS1031
◇ 中国語会話 I		2			GCMS1041
◇ 初級中国語		2			GCMS1032
◇ 中国語会話 II		2			GCMS1042
◇ 中級中国語			2		GCMS2031
検定中国語 A (リスニング)			2		GCMS2051
検定中国語 B (文法)			2		GCMS2052
◇ フランス語 I		2			GCMS1061
◇ フランス語 II		2			GCMS1062
◇ ドイツ語 I		2			GCMS1071
◇ ドイツ語 II		2			GCMS1072
ことばとコミュニケーション		4			GCLG1011
ことばと心			4		GCLG2011
英語文学概論			4		GCLT2081
英語科教育法 I			4		GCED2091
英語科教育法 II				4	GCED3091
英語通訳演習				2	GCMS3111
英語翻訳演習				2	GCMS3121
英語コミュニケーション I A (ディベート)		2			GCMS2101
英語コミュニケーション II A (ディベート)		2			GCMS2102
英語コミュニケーション I B (プレゼンテーション)		2			GCMS2103
英語コミュニケーション II B (プレゼンテーション)		2			GCMS2104
メディア英語 A (Print Media)				2	GCMS3131
メディア英語 B (Broadcasting)				2	GCMS3132
実務英語 A (エアライン)				2	GCMS3141
実務英語 B (ツーリズム)				2	GCMS3142
実務英語 C (ホテル)				2	GCMS3143
試験英語 A (TOEFL)		2			GCMS2053
試験英語 B (TOEIC)		2			GCMS2054
試験中国語 A (HSK)		2			GCMS2055
試験中国語 B (中国語検定)		2			GCMS2056
日本語学概論		4			GCLG1021
日本語学 A (音韻・語彙)			4		GCLG2151
日本語学 B (文法)			4		GCLG2152
日本語教授法 A				4	GCED3092
日本語教授法 B				4	GCED3093
日本語教育演習				2	GCED4091
異文化と歴史		4			GCAS2161
地域研究 A (英米)		4			GCAS2171
地域研究 B (アジア・オセアニア)		4			GCAS2181
地域研究 C (ヨーロッパ)		4			GCAS2191
日本学研究 A (歴史・考古)		4			GCAS2201
日本学研究 B (宗教・思想)		4			GCAS2202
日本学研究 C (文化・生活)		4			GCAS2203
卒業研究 I				2	GCSC4261
卒業研究 II				2	GCSC4262
英語コミュニケーション研究 A		4			GCMS2211
英語コミュニケーション研究 B		4			GCMS2212
英語コミュニケーション研究 C		4			GCMS2213
英語コミュニケーション研究 D		4			GCMS2214
英語コミュニケーション研究 E		2			GCMS2215
英語コミュニケーション研究 F		2			GCMS2216

(2) 専門選択科目					
国際コミュニケーション科目群 Global Communication	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
中国語研究 A		4			GCMS2221
中国語研究 B		4			GCMS2222
中国語研究 C		4			GCMS2223
中国語研究 D		4			GCMS2224
中国語研究 E		2			GCMS2225
中国語研究 F		2			GCMS2226
フランス語研究 A			4		GCMS3231
フランス語研究 B			4		GCMS3232
フランス語研究 C			2		GCMS3233
フランス語研究 D			2		GCMS3234
ドイツ語研究 A			4		GCMS3241
ドイツ語研究 B			4		GCMS3242
ドイツ語研究 C			2		GCMS3243
ドイツ語研究 D			2		GCMS3244
国際コミュニケーション研究 A			4		GCIR3251
国際コミュニケーション研究 B			4		GCIR3252
国際コミュニケーション研究 C			4		GCIR3253
国際コミュニケーション研究 D			4		GCIR3254
国際コミュニケーション研究 E			2		GCIR3255
国際コミュニケーション研究 F			2		GCIR3256
グローバル・キャリア科目群 Global Studies					
○ 国際関係論	4				GSIR1011
戦争と平和		4			GSPS2041
国際政治史		4			GSPS2051
外交政策		4			GSPS2052
国際開発論		4			GSIR2053
国際機構論			4		GSIR3051
エアライン論		4			GSTO2091
ツーリズム		4			GSTO2101
ホテル学		4			GSTO2111
ホスピタリティ			4		GSTO3121
○ 経済学概論	4				GSEC1021
○ 経済分析	4				GSEC1022
会計学 A (簿記)		4			GSBA2061
会計学 B (財務諸表)		4			GSBA2062
国際経済		4			GSEC2071
国際金融		4			GSEC2072
○ 経営学概論	4				GSBA1031
マーケティング		4			GSBA2081
経営戦略			4		GSBA3081
国際経営			4		GSBA3082
ヒューマン・リソース・マネジメント		4			GSBA2131
○ フレッシュマン・セミナー	2				GSSC1151
○ フレッシュマン・プロジェクト	2				GSSC1152
数と論理		2			GSLA1161
データ分析		2			GSLA1162
キャリア形成		2			GSSC2171
プロジェクト・スキル		2			GSSC2181
プロジェクト・セミナー I			2		GSSC3181
プロジェクト・セミナー II			2		GSSC3182
グローバル・キャリア研究 A			4		GSSC3141
グローバル・キャリア研究 B			4		GSSC3142
グローバル・キャリア研究 C			4		GSSC3143
グローバル・キャリア研究 D			2		GSSC3144
グローバル・キャリア研究 E			2		GSSC3145

(2) 専門選択科目					
関西大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU・Program for Global Perspectives	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
Surveys in Literature A・B		4			GPLT2011・2
Surveys in Literature C・D			4		GPLT3011・2
Topics in Literature A・B			4		GPLT2021・2
Topics in Literature C・D				4	GPLT3021・2
Asian Religion and Philosophy A・B		4			GPRE2031・2
Asian Religion and Philosophy C~F			4		GPRE3031 ~ 4
History in Asia A・B		4			GPHI2041・2
History in Asia C~F			4		GPHI3041 ~ 4
Topics in History A・B		4			GPHI2051・2
Topics in History C・D			4		GPHI3051・2
Aesthetics A・B		4			GPAR2061・2
Aesthetics C・D			4		GPAR3061・2
Art Across Cultures A・B		4			GPAR2071・2
Art Across Cultures C・D			4		GPAR3071・2
Topics in Art A・B		4			GPAR2081・2
Topics in Art C・D			4		GPAR3081・2
Film Studies A・B		4			GPME2091・2
Film Studies C・D			4		GPME3091・2
Multi-Media Studies A・B		4			GPME2101・2
Multi-Media Studies C・D			4		GPME3101・2
Music A・B		4			GPME2111・2
Music C・D			4		GPME3111・2
Anthropological Approaches to Cultural Issues A・B		4			GPCS2121・2
Anthropological Approaches to Cultural Issues C~H			4		GPCS3121 ~ 6
Sociology and Sociological Methods A・B		4			GPCS2131・2
Sociology and Sociological Methods C~F			4		GPCS3131 ~ 4
Cool Japan A・B		4			GPCS2141・2
Cool Japan C~H			4		GPCS3141 ~ 6
Cool Japan I・J			2		GPCS3147・8
International Relations A・B		4			GPPS2151・2
International Relations C~H			4		GPPS3151 ~ 6
Foreign Policy A・B		4			GPPS2161・2
Foreign Policy C・D			4		GPPS3161・2
History of International Politics A・B		4			GPPS2171・2
History of International Politics C~F			4		GPPS3171 ~ 4
War and Peace A・B		4			GPPS2181・2
War and Peace C・D			4		GPPS3181・2

## 2. 全学共通教育科目

(2) 専門選択科目					
関西大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU - Program for Global Perspectives	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
International Political Economy A・B		4			GPPS2191・2
International Political Economy C・D			4		GPPS3191・2
International Development A・B		4			GPPS2201・2
International Development C・D			4		GPPS3201・2
International Law A・B		4			GPLW2211・2
International Law C・D			4		GPLW3211・2
Japanese Law A・B		4			GPLW2221・2
Japanese Law C・D			4		GPLW3221・2
Economic Theory A・B	4				GPEC1231・2
Economic Theory C・D		4			GPEC2231・2
Economic Theory E・F			4		GPEC3231・2
Economic Development A・B		4			GPEC2241・2
Economic Development C・D			4		GPEC3241・2
Topics in Regional Economics A・B	4				GPEC2251・2
Topics in Regional Economics C・D			4		GPEC3251・2
Marketing A・B	4				GPBA1261・2
Marketing C・D		4			GPBA2261・2
Marketing E・F			4		GPBA3261・2
Management and Leadership A・B	4				GPBA2271・2
Management and Leadership C~H			4		GPBA3271 ~ 6
International Business A・B		4			GPBA2281・2
International Business C~F			4		GPBA3281 ~ 4
Business Ethics A・B	4				GPBA1291・2
Business Ethics C・D		4			GPBA2291・2
Business Ethics E・F			4		GPBA3291・2
Finance and Accounting A・B	4				GPBA1301・2
Finance and Accounting C・D		4			GPBA2301・2
Finance and Accounting E・F			4		GPBA3301・2
Communication A・B	4				GPSC1311・2
Communication C・D		4			GPSC2311・2
Communication E・F			4		GPSC3311・2
Independent Study A・B			2		GPSC4321・2
Global Internship A~E			2		GPSC3331 ~ 5
Global Internship F・G			1		GPSC3336・7
Japanese A~D			5		GPLG3341 ~ 4
Japanese Reading and Writing A~H			3		GPLG3351 ~ 8

全学共通教育科目 General Education	配当年次・単位数				科目番号
	1	2	3	4	
宗教学			4		GELA3181
哲学			4		GELA3191
人権問題論			4		GELA3201
憲法		4			GELA2211
民法		4			GELA2221
労働関係法		4			GELA2231
政治学		4			GELA2241
グローバル・アース		4			GELA2251
数学		4			GELA2261
心理学			4		GELA3271
科学とくらし			4		GELA3281
文学			4		GELA3291
総合科目 A			4		GELA3321
総合科目 B			4		GELA3322
総合科目 C			4		GELA3323
総合科目 D			4		GELA3324
総合科目 E			4		GELA3325
総合科目 F	2				GELA1321
総合科目 G	2				GELA1322
総合科目 H	2				GELA1323
総合科目 I	2				GELA1324
スポーツ健康科学			2		GESC3301
スペイン語 I		2			GEFL2031
スペイン語 II		2			GEFL2032
イタリア語 I		2			GEFL2071
イタリア語 II		2			GEFL2072
ハンゲル I		2			GEFL2081
ハンゲル II		2			GEFL2082
ロシア語		2			GEFL2091
ポルトガル語		2			GEFL2101
デンマーク語		2			GEFL2111
スウェーデン語		2			GEFL2121
ハンガリー語		2			GEFL2131
フィンランド語		2			GEFL2141
アラビア語		2			GEFL2151
ラテン語		2			GEFL2161
総合実習 A (インターンシップ)	2				GESC1331
総合実習 B (インターンシップ)	2				GESC1332
総合実習 C (インターンシップ)	2				GESC1333
総合実習 D (インターンシップ)	2				GESC1334
総合実習 E (インターンシップ)	1				GESC1335
総合実習 F (ボランティア)	2				GESC1341
総合実習 G (ボランティア)	2				GESC1342
総合実習 H (ボランティア)	2				GESC1343
総合実習 I (ボランティア)	2				GESC1344
総合実習 J (ボランティア)	1				GESC1345

## ※ 摘要事項

1. 専門必修科目は卒業までに必ず修得しなければならない。
2. ○印は必修科目であり、卒業までに必ず修得しなければならない。
3. ◇印の指定科目は入学時に選択した1言語(中国語・ドイツ語・フランス語)について卒業までに必ず修得しなければならない。

## 第 2 章 単位の修得

### 第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法はセメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限	第 2 限	第 3 限	第 4 限	第 5 限	第 6 限
9:00～10:30	10:45～12:15	13:15～14:45	15:00～16:30	16:40～18:10	18:20～19:50
休憩	15分	60分	15分	10分	10分

### 第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。
  - (1) 春学期は 8 月 31 日。
  - (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、表 2 に定める卒業要件 1 から 3 の所要単位をすべて充足しなければならない。

表2 卒業所要単位

区分		各学年単位数				合計
		1年次	2年次	3年次	4年次	
卒業要件1	専門必修科目	16	4			20
卒業要件2	専門選択科目	国際コミュニケーション科目群	48			80
		グローバル・キャリア科目群	32			
		関西外大流グローバル人材育成プログラム				
卒業要件3	全学共通教育科目	24				24
卒業所要単位						124

- 2 学則第32条第1項第3号に定める科目区分は、本規程上、国際コミュニケーション科目群、グローバル・キャリア科目群、および関西外大流グローバル人材育成プログラムに区分する。
- 3 前項のほか、専門選択科目には指定科目を配置しており、当該指定科目を含めて卒業要件を充足しなければならない。
- 4 3年次終了時まで卒業所要単位を修得した場合であっても、4年次を終了するまでは卒業できない。
- 5 卒業所要単位124単位とは別に、表3に定める言語運用能力の到達目標を達成するよう努めなければならない。

表3 学年別到達目標

年次	英語国際学科		
	TOEFL	TOEIC	HSK
1年次終了時	480点(iBT54点)以上	560点以上	2級以上合格
2年次終了時	500点(iBT61点)以上	615点以上	4級以上合格
3年次終了時	523点(iBT70点)以上	650点以上	5級180点以上
4年次終了時	550点(iBT80点)以上	730点以上	6級180点以上

### 第3節 履修登録

(履修登録の定義)

第6条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

第7条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
- 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
- 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
- 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録ガイダンス時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 8 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

- 2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。
- 3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

- (1) 専門選択科目のうち、「試験英語 A(TOEFL)」「試験英語 B(TOEIC)」「試験中国語 A(HSK)」「試験中国語 B(中国語検定)」。
  - (2) 全学共通教育科目のうち、「総合実習 A から E(インターンシップ)」「総合実習 F から J(ボランティア)」。
  - (3) 教育の基礎的理解に関する科目等に定める科目。
  - (4) 図書館司書に関する科目。
  - (5) 司書教諭に関する科目。
  - (6) 集中講義科目。
  - (7) そのほか、教務委員会が指定した科目。
- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超える履修を認めることがある。
- 3 他学部等特別履修制度および他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、そのほか別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位配当年次の科目は履修できないが、下位配当年次の科目は履修できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上位配当年次の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

- 2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

- 2 前項の規定にもとづき、履修登録を行う前に抽選または選考を行うことがある。
- 3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。



(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。ただし、専門選択科目、全学共通教育科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価についても、留学等学内の諸制度の選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

#### 第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 20 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 21 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 22 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 23 条 出欠席調査は所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 24 条 出欠席調査の結果は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(出席不良者に対する面談指導)

第 25 条 各学期における卒業要件の対象となる履修科目のうち、所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した者を出席不良者という。

2 前項に定める履修科目のうち、2 科目以上の出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公欠)

第 26 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 27 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 28 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

## 第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 29 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

- 2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「英語国際学部 試験規程」に定める。

(成績発表)

第 30 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

- 2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。
- 3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

( Grade Point )

第 31 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 4 に定める。

表 4 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ~ 97	4.0
96 ~ 93	
92 ~ 90	3.7
89 ~ 87	3.3
86 ~ 83	3.0
82 ~ 80	2.7
79 ~ 77	2.3
76 ~ 73	2.0
72 ~ 70	1.7
69 ~ 67	1.3
66 ~ 63	1.0
62 ~ 60	0.7
59 ~ 0	0.0

( Grade Point Average )

第 32 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

- 2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。
- 3 GPA の算出方法は、表 5 のとおり定める。

表 5 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数) の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

( Letter Grade )

第 33 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 6 に定める。

表 6 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ~ 97	A+
96 ~ 93	A
92 ~ 90	A-
89 ~ 87	B+
86 ~ 83	B
82 ~ 80	B-
79 ~ 77	C+
76 ~ 73	C
72 ~ 70	C-
69 ~ 67	D+
66 ~ 63	D
62 ~ 60	D-
59 ~ 0	F
単位認定科目	T

( 成績評価の取扱 )

第 34 条 成績評価は、履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

- 2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。
- 3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

( 成績不良者に対する面談指導 )

第 35 条 各学期における卒業要件の対象となる履修科目のうち、不合格科目があった者を成績不良者という。

- 2 前項に定める履修科目のうち、春学期に 2 科目以上が成績不良である者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。
- 3 成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛に郵送する。

## 第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

( 進級 )

第 36 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各項の進級要件を充足しなければならない。ただし、本学が派遣する 1 年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

- 2 1 年次生が 2 年次へ進級するためには、1 年次終了までに卒業要件科目のうち、次の各号の科目・単位を含めて 20 単位以上を修得していなければならない。

- (1) 専門必修科目のうち、「I」の4科目・6単位。
- (2) 専門必修科目のうち、「Advanced English Studies: Speaking and Listening」2単位。
- (3) 専門選択科目の国際コミュニケーション科目群のうち、入学時に中国語を選択した場合は「基礎中国語」「中国語会話I」2科目・4単位、フランス語を選択した場合は「フランス語I」2単位、ドイツ語を選択した場合は「ドイツ語I」2単位。
- 3 2年次生が3年次へ進級するためには、2年次終了までに卒業要件科目40単位以上を修得していなければならない。
- 4 3年次生が4年次へ進級するためには、3年次終了までに卒業要件科目76単位以上を修得していなければならない。

(留年)

- 第37条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。
- 2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーは、GPA等を勘案し成業の見込みがないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。
  - 3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。
  - 4 年次にかかわらず2回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込みがないとみなされ、学則第53条第3項第2号の規定にもとづき退学処分とされることがある。
  - 5 同一学年次に留年が2回にわたる場合は、学則第49条第4号の規定にもとづき除籍する。

## 第7節 3年次編入学

(単位認定の申請手続)

- 第38条 単位認定の手続は、入学手続時に、次の各号に定める書類を添付して、指定した期日までに本学へ申請しなければならない。
- (1) 出身大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書
  - (2) 既修得科目の講義概要
  - (3) 本学所定の履修報告書

(認定対象科目)

- 第39条 認定対象科目は、本学科目の中から教務委員会が適当と認める科目とする。

(認定単位数)

- 第40条 編入学時の既修得単位の認定は、学則第43条第1項の規定にもとづき行う。

(認定基準)

- 第41条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。
    - (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合
    - (2) 成績評価が低い場合

(修業年限)

- 第42条 3年次編入学生の修業年限は2年とする。

(在学年限)

- 第43条 3年次編入学生の在学年限は4年を超えることはできない。

(資格取得)

第 44 条 本規程第 7 章に定める資格について 2 年間で取得できないことがある。

## 第 8 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 45 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。

- (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書。
- (2) 既修得科目の講義概要。
- (3) 本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)。

(認定対象科目)

第 46 条 認定対象科目は、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門選択科目または全学共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 47 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 48 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

- (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
- (2) 成績評価が低い場合。

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

## 第 3 章 科目の履修

### 第 1 節 総則

(教育課程表)

第 49 条 教育課程表は別表 7 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 50 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I および II は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から J は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 51 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 52 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

### 第 2 節 専門必修科目

(専門必修科目)

第 53 条 専門必修科目 12 科目 20 単位は、配当年次にしたがって、卒業までに必ず修得しなければならない。

- 2 専門必修科目の履修に替えて、専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、専門必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、専門必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を充足しなければならない。

(専門必修科目のクラス編成)

第 54 条 専門必修科目の受講クラスは、教務委員会がクラス編成テストの成績にもとづき習熟度別にクラス編成を行い、時間割を指定する。

(先修条件科目)

第 55 条 「Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate」は「Advanced English Studies: Speaking and Listening」を修得しなければ履修できない。

### 第 3 節 専門選択科目

(専門選択科目)

第 56 条 専門選択科目は、卒業までに、国際コミュニケーション科目群から指定科目を含め 48 単位以上、



グローバル・キャリア科目群および関西大流グローバル人材育成プログラムから必修科目を含め  
32単位以上、計80単位以上を修得しなければならない。

(国際コミュニケーション科目群における指定科目)

第 57 条 入学時に選択した言語は指定科目とし、各言語の取扱等は次の各号に定める。

- (1) 中国語を選択した場合は、「基礎中国語」「中国語会話 I および II」「初級中国語」「中級中国語」を指定科目として修得しなければならない。
- (2) フランス語を選択した場合は、「フランス語 I および II」を指定科目として修得しなければならない。
- (3) ドイツ語を選択した場合は、「ドイツ語 I および II」を指定科目として修得しなければならない。

2 入学時に確定した言語の変更は、原則として認めない。

3 指定科目の履修に替えて他の専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、指定科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、指定科目が免除になった場合は、相応する単位数を他の専門選択科目の履修により、第5条に規定する卒業所要単位を充足しなければならない。

(グローバル・キャリア科目群における必修科目)

第 58 条 グローバル・キャリア科目群の必修科目は「国際関係論」「経済学概論」「経済分析」「経営学概論」「フレッシュマン・セミナー」「フレッシュマン・プロジェクト」であり、卒業までに必ず修得しなければならない。

2 必修科目の履修に替えて他の専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した場合は、必修科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、必修科目が免除になった場合は、相応する単位数を他の専門選択科目の履修により、第5条に規定する卒業所要単位を充足しなければならない。

(関西大流グローバル人材育成プログラム)

第 59 条 関西大流グローバル人材育成プログラムの履修方法については、教務委員会が別途指示する。

(国際コミュニケーション科目群における先修条件)

第 60 条 「初級中国語」は、「基礎中国語」を修得しなければ履修できない。

2 「日本語学 A(音韻・語彙)」「日本語学 B(文法)」は、「日本語学概論」を修得しなければ履修できない。

(グローバル・キャリア科目群における先修条件)

第 61 条 「戦争と平和」「国際政治史」「外交政策」「国際開発論」「国際機構論」は、「国際関係論」を修得しなければ履修できない。

2 「国際経済」「国際金融」は、「経済学概論」「経済分析」を修得しなければ履修できない。

3 「会計学 A(簿記)」「会計学 B(財務諸表)」「マーケティング」「経営戦略」「国際経営」は、「経営学概論」を修得しなければ履修できない。

(「試験英語」「試験中国語」)

第 62 条 「試験英語 A(TOEFL)」「試験英語 B(TOEIC)」「試験中国語 A(HSK)」「試験中国語 B(中国語検定)」は、授業外での自学自習の成果に対して単位を認定する科目である。

2 「試験英語 A(TOEFL)」は、TOEFL550点(iBT79点)以上取得した場合に単位を認定する。

3 「試験英語 B(TOEIC)」は、TOEIC730点以上取得した場合に単位を認定する。



- 4 「試験中国語 A(HSK)」は、新漢語水平考試・筆記試験 6 級 180 点以上取得した場合に単位を認定する。
- 5 「試験中国語 B(中国語検定)」は、中国語検定試験 2 級以上取得した場合に単位を認定する。
- 6 単位認定の対象となるものは、入学後の受験のものとする。申請書類とともに、得点通知票の原本または合格通知表の原本を提出しなければならない。
- 7 申請の締切は各学期の授業終了日とする。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号および第 2 号を適用する。

(「英語コミュニケーション研究」「中国語研究」「フランス語研究」「ドイツ語研究」「国際コミュニケーション研究」)

第 63 条 国際コミュニケーション科目群のうち、「英語コミュニケーション研究 A から F」「中国語研究 A から F」「フランス語研究 A から D」「ドイツ語研究 A から D」「国際コミュニケーション研究 A から F」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「グローバル・キャリア研究」)

第 64 条 グローバル・キャリア科目群のうち、「グローバル・キャリア研究 A から E」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(「卒業研究」)

第 65 条 国際コミュニケーション科目群のうち、「卒業研究 I および II」は自ら設定した特定の研究テーマについて、指導教員の指導のもと、自ら研究を進める科目であり、研究の過程、成果に対して単位の認定を行う。

- 2 当該科目は、担当教員があらかじめ承諾し、当該教員の指導のもとで研究を進めることが適当と教務委員会が判断した場合のみ、履修を認める。
- 3 履修希望者は、「卒業研究テーマおよび研究計画書(所定様式)」に、あらかじめ担当教員から承諾印を受け、3 年次秋学期の授業終了日までに、教務部へ届け出なければならない。最終的な履修可否は教務委員会が判定し、4 年次の履修登録までに通知する。
- 4 研究の成果は、原則として「I」は 2 回の研究レポート、「II」は「I」での研究を踏まえた研究論文等の成果物によって評価する。
- 5 研究レポート、研究論文の様式、提出方法等に関し必要な事項は、別途配付する「卒業研究履修要領」に定める。

#### 第 4 節 全学共通教育科目

(全学共通教育科目)

第 66 条 全学共通教育科目は、卒業までに 24 単位以上を修得しなければならない。

- 2 全学共通教育科目の履修に替えて、専門選択科目を履修させる方が望ましいと教務委員会が判断した者は、全学共通教育科目の一部または全部の履修を免除することがある。ただし、全学共通教育科目が免除になった場合は、相応する単位数を専門選択科目の履修により、第 5 条に規定する卒業所要単位を充足しなければならない。

(「総合科目」)

第 67 条 「総合科目 A から I」は、人文、社会、自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「総合実習」)

第 68 条 「総合実習 A から E( インターンシップ)」は、企業や教育現場等でのインターンシップ( 就業体験) に対して単位の認定を行う。

- 2 「総合実習 A から E( インターンシップ)」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部におけるインターンシップ登録者に対して教務委員会が別途指示する。
- 3 「総合実習 F から J( ボランティア)」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。
- 4 「総合実習 F から J( ボランティア)」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書( 所定様式) を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。
- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
  - (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
  - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
  - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
  - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
  - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、本規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所轄部署まで提出しなければならない。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願( 所定様式) を所轄部署に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合は、実習内容を変更しても構わない。
- 10 そのほか、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

#### 第 4 章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱)

第 69 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生細則第 37 条、第 38 条、第 39 条および第 40 条の規定にもとづき、表 8 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報(大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう)または暴風警報が発表された場合。
- (2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。
- (3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

表 8 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	授業の取扱
午前 7 時までに解除された場合	第 1 限目から授業を行う
午前 11 時までに解除された場合	第 1・2 限目は休講とし、第 3 限目から授業を行う
午前 11 時を過ぎて解除された場合	終日休講とする

## 第 5 章 長期海外インターンシップ

(長期海外インターンシップの定義)

第 70 条 本章で定める長期海外インターンシップとは、原則として3か月以上の実習をいう。具体的な実習期間は、所轄の委員会が募集要項により公示する。

(対象となる実習)

第 71 条 対象となる実習は、その目的、活動内容等について、教務委員会が適当と判断し、承認するものに限る。

(参加資格)

第 72 条 各学年において次の各号の条件すべてを充足する者に参加資格を与える。

- (1) 参加時に2年次生以上であること。
- (2) 2年次生、3年次生は、第75条に記載の単位認定対象科目のみで進級要件を充足できる者。
- (3) 4年次生は、第75条に記載の単位認定対象科目のみで卒業要件を充足できる者。
- (4) そのほか、所轄の委員会が公示する募集要項の定める条件を充足する者。

(履修許可)

第 73 条 履修を希望する者は、実習開始の1か月前までに実習計画書(所定様式)を所轄の委員会等に提出し、教務委員会の許可を得なければならない。

- 2 本学以外の各種企業、機関、団体等が企画、実施する実習は、教務委員会が事前に本章の適用の可否を判定する。

(単位の認定)

第 74 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の取扱は、本規程第4条第4項第1号および第2号の規定を適用する。

- 2 単位数は、実習時間30時間をもって1単位、60時間をもって2単位とする。
- 3 当該学期の授業終了日までに実習を終え、単位認定に必要な所定の書類一式を教務部へ提出した場合に限り、当該学期の履修科目として単位認定の対象とする。
- 4 学休期を利用して実施する短期のインターンシップは、本規程第68条(「総合実習」)の規定にもとづき単位の認定を行う。

(単位認定対象科目および単位数)

第 75 条 単位認定対象科目は、表9に定める。認定単位数の上限は、原則として、実習期間が6か月未満の場合は20単位、6か月以上1年までの場合は30単位とする。

表9 長期海外インターンシップ単位認定対象科目

単位認定対象科目(全学年)
国際コミュニケーション研究 A～F、グローバル・キャリア研究 A～E、総合実習 A～E(インターンシップ)

## 第 6 章 他学部または他大学との単位互換制度

### 第 1 節 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 76 条 履修対象科目は開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 77 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。ただし、教務委員会が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 78 条 1 年間に履修できる単位数は、8 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 16 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 8 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 79 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 80 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 81 条 履修科目の成績は、原則として、全学共通教育科目の単位として読み替えを行う。

- 2 資格取得等を目的とした特定の科目は、開講学部等の科目および成績を修めたものとして、開講学部等の成績証明書を発行する。

(受講料)

第 82 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

### 第 2 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 83 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 84 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 85 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1年間に4単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 86 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 87 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 88 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、学則第 40 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

- 2 原則として、全学共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 89 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は履修生本人が負担しなければならない。

## 第 7 章 資格取得

### 第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 90 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 10 に定める。

表 10 取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	英 語
中学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位数)

第 91 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 11 に定める。

表 11 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること		
	教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
	免許法施行規則に定める単位数		本学部で定める単位数
免許状の種類	高等学校教諭 一種	中学校教諭 一種	高等学校教諭 中学校教諭 一種(英語)
免許法施行規則に定める科目区分			
教科及び教科の指導法に関する科目	24	28	32
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	10	11
教育実践に関する科目	5	7	7
大学が独自に設定する科目	12	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作		

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 92 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 93 条 教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 12 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	32	Advanced English Studies: Reading and Translation I	2	○		1		
			Advanced English Studies: Critical Writing I	2	○		1		
			Advanced English Studies: Reading and Translation II	2	○		1		
	英語文学		ことばとコミュニケーション	4		◎		1	
			英語文学概論	4		◎		2	
	英語コミュニケーション		Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate	2	○			1	
			英語コミュニケーション I A (デイベート)	2		○		2	
			英語コミュニケーション II A (デイベート)	2		○		2	
			英語コミュニケーション I B (プレゼンテーション)	2		○		2	
			英語コミュニケーション II B (プレゼンテーション)	2		○		2	
	異文化理解		異文化と歴史	4		○		2	いずれか1科目 選択必修
			地域研究 A (英米)	4		○		2	
	各教科の指導法		英語科教育法 I	4		◎		2	
			英語科教育法 II	4		◎		3	

(1) 必修、選択の別は卒業要件による。

(2) 選択科目中、◎印の「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「英語科教育法 I」「英語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。

(3) 「異文化と歴史」「地域研究 A(英米)」は、いずれか1科目以上を修得しなければならない。

(4) 「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate」「異文化と歴史」「地域研究 A(英米)」は、一般的包括的な内容を含む。



表 13 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		2
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		3
		教育課程の意義と編成	1		2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		2
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		3
		特別活動の理論と実践	2		3
		生徒・進路指導論	2		3
		教育方法の理論と実践	2		3
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	5		4
		教育実習Ⅱ		3	4
		教職実践演習(中・高)	2		4
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合計			29	3	

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
- (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
- (4) 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。

2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表14および次の各号に定める。

表 14 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
6に定める科目	日本国憲法	憲法	4		◎	2	
	体育	スポーツ健康科学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション	Global Issues B	2	○		2	
	情報機器の操作	情報処理演習	2		◎	1	卒業単位に含まれない

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「憲法」「スポーツ健康科学」「情報処理演習」は、必ず修得しなければならない。

(履修継続要件)

第 94 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
    - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
    - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
    - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
    - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
    - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
    - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
  - (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
    - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
    - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
    - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
    - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学等によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、教職課程の継続履修を許可することがある。

(「教育実習」履修要件)

第 95 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
  - (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
  - (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
  - (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
  - (5) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
    - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
    - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
    - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
    - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
  - (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 96 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

(3 年次編入学生)

第 97 条 3 年次編入学における免許取得にかかる履修方法は、教務委員会が別途指示する。

## 第 2 節 日本語教員養成課程

( 修了証の授与 )

第 98 条 次の各号の要件をすべて充足した者に対して「修了証」を授与する。

(1) 学則第 50 条第 4 項に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。

(2) 日本語教員養成に関する科目のうち 56 単位以上を修得すること。

( 履修方法 )

第 99 条 日本語教員養成に関する科目の履修方法は表 15 および次の各号に定める。

表 15 日本語教員養成に関する科目の配当年次および必要単位数

科 目		配当年次および単位数				必修	選択	備考	必修単位数
		1	2	3	4				
社会・文化・地域に関する科目	地域研究 A ( 英米 )		4				○		8
	地域研究 B ( アジア・オセアニア )		4				○		
	地域研究 C ( ヨーロッパ )		4				○		
	国際関係論	4				○			
	戦争と平和		4				○		
言語と社会に関する科目	経済学概論	4				○			8
	科学とくらし			4			○		
	日本学研究 A ( 歴史・考古 )		4				○	1 科目以上選択必修	
	日本学研究 B ( 宗教・思想 )		4				○		
	日本学研究 C ( 文化・生活 )		4				○		
言語と心理に関する科目	異文化と歴史		4				○		2
	教育心理学	2					○		
言語と教育に関する科目	教職概論	2					◎		22
	教育制度概論		2				◎		
	教育方法の理論と実践			4			◎		
	生徒・進路指導論			2			◎		
	教育相談		2				◎		
	日本語教授法 A			4			◎		
	日本語教授法 B			4			◎		
日本語教育演習				2		◎			
言語に関する科目	日本語学概論	4					◎		16
	日本語学 A ( 音韻・語彙 )		4				◎		
	日本語学 B ( 文法 )		4				◎		
	ことばとコミュニケーション	4					○	1 科目以上選択必修	
	ことばと心		4				○		
合 計								56	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「教職概論」「教育制度概論」「教育方法の理論と実践」「生徒・進路指導論」「教育相談」「日本語教授法 A および B」「日本語教育演習」「日本語学概論」「日本語学 A(音韻・語彙)」「日本語学 B(文法)」は必ず修得しなければならない。
- (3) 言語と社会に関する科目は、「日本学研究 A(歴史・考古)」「日本学研究 B(宗教・思想)」「日本学研究 C(文化・生活)」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (4) 言語に関する科目は、「ことばとコミュニケーション」「ことばと心」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (5) 「教育心理学」「教職概論」「教育制度概論」「教育方法の理論と実践」「生徒・進路指導論」「教育相談」「日本語教育演習」は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(履修継続要件)

第 100 条 日本語教員養成課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
  - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
  - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
  - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
  - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
  - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
  - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
  - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
  - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
  - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
  - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

(「日本語教育演習」)

第 101 条 「日本語教育演習」を履修するには、3年次終了時点で次の各号の要件をすべて充足していなければならない。

- (1) 「日本学研究 A から C」のうち 1 科目以上、「日本語教授法 A および B」「日本語学概論」「日本語学 A(音韻・語彙)」「日本語学 B(文法)」、「ことばとコミュニケーション」「ことばと心」のうち 1 科目以上、を修得していること。
  - (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
  - (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
  - (4) 3年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
    - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
    - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
    - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
    - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- 2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「日本語教育演習」の履修を認めない。

- 3 第1項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や3年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「日本語教育演習」の履修を許可することがある。

### 第 3 節 司書教諭の資格課程

(資格取得要件)

第 102 条 司書教諭の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学の教職課程において所定の単位を修得し、教員免許状を有すること。ただし、3年次編入学した者が編入学前に教員免許状を取得しているときは、この限りではない。
- (2) 司書教諭に関する専門科目(以下「専門科目」という)10単位を修得すること。

(履修方法)

第 103 条 履修方法は、表 16 により、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条にもとづき、10 単位を修得しなければならない。

表 16 司書教諭に関する専門科目

	科 目	単位数	履修年次
専門科目	学校経営と学校図書館	2	3
	学校図書館メディアの構成	2	2
	学習指導と学校図書館	2	3
	読書と豊かな人間性	2	2
	情報メディアの活用	2	2

- 2 前項の修得単位は卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証の授与)

第 104 条 修了証書は、本規程第 102 条の資格取得要件を充足した者に対して、文部科学大臣より授与される。ただし、教員免許状を取得後に授与の申請を行うため、修了証書の交付は卒業後となる。

#### 第 4 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 105 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 学則第 50 条第 4 項に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 106 条 履修方法は、表 17 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 17 図書館司書に関する科目

		科 目	単位数	履修年次
図書館司書に関する科目	基礎科目	生涯学習概論	2	1
		図書館概論	2	1
		図書館制度・経営論	2	2
		図書館情報技術論	2	2
	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	1
		情報サービス論	2	2
		児童サービス論	2	2
		情報サービス演習 A	1	3
		情報サービス演習 B	1	3
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	2
		情報資源組織論	2	1
		情報資源組織演習 A	1	2
		情報資源組織演習 B	1	2
	選択科目 (乙群)	図書館基礎特論	1	3
		図書館情報資源特論	1	3
		図書・図書館史	1	3

- 2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証明書)

第 107 条 学長は、本規程第 105 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

## 第 8 章 雑 則

(雑 則)

第 108 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 109 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

## 第 9 章 改 廃

(改 廃)

第 110 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

改 正 平成 29 年 4 月 1 日

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

附 則

1. 本規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。